

容リ協

年次レポート 2021

令和2年度 実績報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and
Packaging Recycling Association



CONTENTS

年次レポート 2021
令和2年度 実績報告

- 01 **ごあいさつ**
「年次レポート 2021」の発行にあたって
- 02 協会概要
- 03 **令和2年度の
事業を振り返って**
- 05 **令和2年度・主な取り組み**
 - 05 トピックス
 - 08 再商品化の実施
 - 09 普及・啓発、情報収集・提供
 - 10 再商品化事業の実施状況
- 11 **令和2年度・再商品化実績**
 - 13 素材別の利用状況
 - 15 特定事業者関連
 - 16 市町村関連
 - 17 再商品化事業者関連
- 18 **容器包装リサイクルの成果**

ごあいさつ

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

代表理事・理事長 澤田 道隆



特定事業者、市町村、再商品化事業者の皆さまをはじめ、ご関係者の皆さま方には、平素より当協会の事業に多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、政府は未来を拓く4つの原動力として、グリーン、デジタル、地方創生、少子化対策を掲げています。第1にグリーン社会の実現が挙げられているように、今や環境対策は単に自然・生活環境の保護ではなく重要な経済政策としての意味を持っております。

令和元年5月に政府全体として「プラスチック資源循環戦略」が策定され、その具現化に向け本年6月に「プラスチック資源循環促進法」が制定されました。同法に基づき、今後、容器包装のみならずプラスチック製品をまとめて回収・リサイクルする仕組みが構築され、当協会もその一端を担っていくこととなります。当協会発足以来の最大の変革期と言っても過言ではありません。

今後もさまざまな要因で国内外の社会・経済には大きな変化が生じることでしょう。そうした中で重要なことは、各主体が個々に対応するのではなく、共通のプラットフォームを土台に、連携・協働していくことではないかと考えております。

設立後四半世紀を経た当協会も、新たなステージに立ち、容器包装のリサイクルという基幹事業をベースに、微力ながらプラットフォーム的役割を担い、廃棄物の適正処理と資源の有効利用に資することで、少しでも国民生活・経済の健全な発展に寄与できればと存じます。

ご関係の皆さま方には、当協会事業に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 8月

「年次レポート 2021」の発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)は、その事業活動について各主体の皆さまにご理解いただくために、「年次レポート 2021」を発行しました。皆さまとの相互協力関係がさらに深まり、再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

「年次レポート 2021」では、「主な取り組み」において、対象年度の取り組みの中から特徴的な活動をトピックスとして紹介し、さらに、定例的な業務や対象年度に実施した活動を取りあげています。また、「再商品化実績」は最新の実績数値に加えて経年数値を併記し報告する構成になっています。

「年次レポート 2021」は容リ協ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)でもご覧いただけます。ホームページには、より詳しい情報も掲載しておりますので、どうぞご活用ください。

●対象期間

令和2年度(令和2年4月1日~3年3月31日)。一部対象期間前後の活動についても報告しています。

●発行日

令和3年8月(次回の発行予定は4年8月)

●本レポートに関するお問合せ先

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
企画広報部 Tel.03-5532-8610
Fax.03-5532-9698

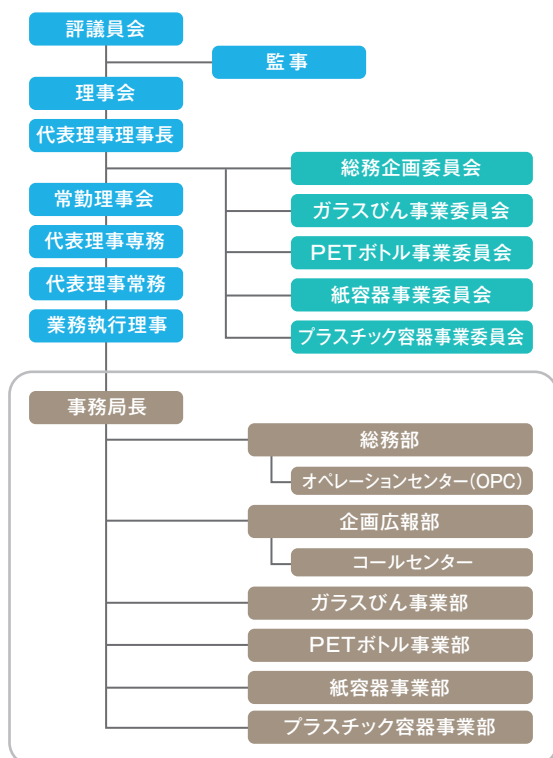
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

協会概要

協会事業の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行ない、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発、情報の収集及び提供、調査研究等を行なうことにより、我が国における生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

組織図



* 職員数：35名(令和3年3月末現在)

* すべての役員は、民間企業・団体出身者で構成されています。

* 事業は特定事業者などからの委託料収入で実施されており、国からの委託費や補助金はありません。



[常勤理事(業務執行理事)]

前列左から、代表理事専務 栗原博、代表理事専務 西山純生、事務局長兼総務部長 高松和夫

後列左から、企画広報部長 堀田肇、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 雨宮敏幸、PETボトル事業部長 前川恵士、プラスチック容器事業部長 石川昇

沿革

平成7 (1995) 年度	容器包装リサイクル法(以下、容リ法)公布
平成8 (1996) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得 ●財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)設立 ●主務4省から指定法人としての指定を受ける
平成9 (1997) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を特定事業者としてガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始 <p>容リ法、本格施行</p>
平成12 (2000) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を特定事業者として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始 <p>容リ法、完全施行</p>
平成18 (2006) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●PETボトル、有償入札開始(有償分は市町村へ抛出) <p>改正「容リ法」公布</p>
平成20 (2008) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)」をホームページで公表 <p>改正「容リ法」、完全施行</p>
平成21 (2009) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●紙製容器包装、有償入札開始 ●市町村への資金抛出を実施
平成22 (2010) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「公益財団法人」として新たにスタート ●プラスチック製容器包装、入札にあたり、「材料リサイクル優先」において優先落札量を市町村申込量の50%とし、総合的評価制度を実施
平成23 (2011) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災への緊急対応として、市町村、特定事業者、再商品化事業者への弾力的対応を実施
平成24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●樹脂相場的大幅な変動に伴いPETボトル再商品化事業者再選定の実施
平成26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●PETボトル、年2回入札の正式実施
平成27 (2015) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●各種委託単価、入札単価を消費税抜きとする ●再商品化事業者向け「不服申立窓口」を開設
平成28 (2016) 年度	<p>「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産構審・中環審合同会合)が取りまとめられる</p>
平成29 (2017) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック製容器包装、新入札方式を導入 ●「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を設置
平成30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●PETボトルリサイクルにおける運用ルールの見直し
令和元 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●リチウムイオン電池等混入防止に向けた取り組み ●消費税率引き上げへの対応
令和2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大に対応した適確な再商品化事業の遂行

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。
(<https://www.jcpra.or.jp/>)

数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります。

全国1,574市町村から、
126万トンを引き取る



市町村 から 再商品化事業者

令和2年度は、1,574市町村から分別基準適合物が容リ協へ引き渡されました。これは、全国1,741市町村(令和3年3月31日現在、東京23区を含む)の90.4%(前年度90.2%)に当たります。容リ協が市町村から引き取った分別基準適合物の総量は、4つの素材を合わせて過去最高の計126万トン(前年度122万トン)に及びました。

152社の再商品化事業者により、
再商品化製品販売量が96万トン



再商品化事業者 から 再商品化製品利用事業者

実際のリサイクル業務を委託する再商品化事業者に関しては、容リ協は市町村の保管施設ごとに電子入札を実施し、4素材それぞれに選定しています。令和2年度は、152社(前年度157社)の再商品化事業者にリサイクル業務を委託しました。再商品化製品販売量は、4つの素材を合わせて計96万トン(前年度95万トン)となりました。

再商品化委託費用

441億円

再商品化事業者に支払ったリサイクル費用は441億円

令和2年度は、計80,422社(前年度81,555社)の特定事業者から457億円(前年度386億円)を受け取り、これに、市町村が負担する小規模事業者分の6億円(前年度5億円)を加えた463億円

(前年度391億円)が、令和2年度の再商品化実施委託料収入の合計です。容リ協はリサイクル費用(再商品化委託費用)として441億円(前年度380億円)を再商品化事業者に支払いました。

有償入札拠出金

78億円

PETボトル等の市町村への有償入札拠出金は78億円

令和2年度の使用済みPETボトル等の有償入札に伴う収入は80億円(前年度99億円)となり、容リ協から市町村への有償拠出は1,119市町村等(前年

度1,144市町村等)を対象に78億円(前年度90億円)でした。この差は消費税相当分を差し引いたことなどによるものです。

合理化拠出金

1.4億円

市町村に支払われた合理化拠出金は1.4億円

平成20年度から施行された改正容リ法に基づく「資金拠出制度」は、再商品化の合理化・効率化の成果を、事業者と市町村が分け合うという仕組

みです。令和2年9月、令和元年度分の合理化拠出金として1,070市町村等を対象に計1.4億円(前年度分は0.01億円)が支払われました。

容リ協の事業経費

25億円

租税公課を除く事業経費は支出合計の2.9%

容リ協がリサイクル事業を運営するためにかかった令和2年度経費は、25億円。主な内訳としては、租税公課(9億円)、コンピュータ処理費用(4億円)、

再商品化事業者の調査費用(3億円)、人件費(3億円)などです。事業経費は、租税公課分を除くと、支出合計の2.9%に当たります。

令和2年度

主な取り組み

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症パンデミックが国内外の経済社会に甚大なダメージを与えました。

容り協の事業にも相応の影響が及び、巣ごもり生活の拡大にともない家庭からの廃棄物排出量は大幅に増加し市町村からの引取量は過去最高となりました。

一方で経済の低迷にともなう衣料品などをはじめとする需要の大幅な減少は、再商品化製品利用製品にも需要の縮小をもたらしました。

容り協はこのような変化の中でも、基幹事業である分別基準適合物の再商品化を関係者の協力をいただき

ながら着実に実施することができました。

また再商品化業務に多大な影響を及ぼすリチウムイオン電池の混入が原因と思われる発火・発煙トラブルは予断を許さない状況が続いているため、混入防止の周知徹底に向けて積極的に働きかけました。

さらに「プラスチック資源循環促進法」(3年6月制定)はプラスチック製品についても容り協ルートで再商品化できるとしており、新たな制度に関しての準備・検討に向けて情報収集に努めました。

トピックス Topics 1

リチウムイオン電池等 混入防止対策

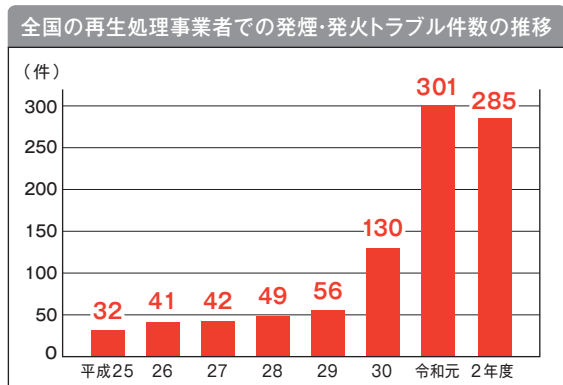


令和2年度の発煙・発火トラブル

令和2年度における全国のプラスチック製容器包装再生処理事業者42社で発生した発煙・発火トラブルは285件(昨年度301件)となり、わずかに減少したものの予断を許さない状況が続いています。

発煙・発火原因物の内訳は、リチウムイオン電池そのものが多いことには変わりはありませんが、全体

の件数が僅かに減る中で加熱式たばこだけが増加しています。加熱式たばこの混入は、市町村の中間処理施設での選別処理でも多く発見されており、他のリチウムイオン電池使用製品と比較して使用サイクルが短いことが混入頻度に影響していると推測されます。



発煙・発火原因物	件数		
	平成30	令和元	2年度
リチウムイオン電池などの充電式電池	83	150	139
加熱式たばこ	15	59	67
モバイルバッテリー	2	24	14
乾電池	5	7	3
ライター	0	2	1
発火原因特定出来ず	25	59	61
合計	130	301	285

関係機関への働きかけ

容り協では、発煙・発火トラブル多発の事態を受け、国、電池製造・利用事業者、各リサイクル団体、関連団体との意見交換や情報共有を図ってきました。そうした活動もあって令和2年度、日本たばこ協会は加熱式たばこの自主回収を全国展開する

に至りました。また、環境省による「リチウムイオン電池等処理困難物の対策に係る検討会」の開催が3年度に予定されており、さらに東京都では小型家電小売事業者によるリチウム混入防止啓発ポスター掲示の検討が始まりました。

「リチウムイオン電池混入防止取組事例集2020年版」の発行

令和2年10月、全国の市町村並びに中間処理施設の皆さまにリチウムイオン電池を含む電子機器のプラスチック製容器包装への混入防止の取り組みを強化していただくことを目的に、「リチウムイオン電池混入防止取組事例集2020年版」を発行しました。新潟市や武蔵野市など市町村の施策、使用済小型家電の回収システム、中間処理施設でのリチウムイオン電池を含む電子機器の除去技術など事例を幅広く紹介しています。



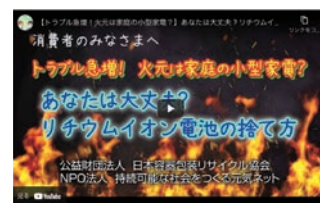
消費者に向けた動画の制作

令和元年に引き続き、「くらしフェスタ東京2020」(主催:東京都消費者月間実行委員、2年10月9日~12月9日)に「NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット」と共同で参加しました。WEBでの開催となったため、動画「トラブル急増! 火元は家庭の小型家電? ~あなたは大丈夫? 電池の捨て方~」を制作し、特設サイト「WEB交流フェスタ2020」で放映しました。動画では、発火トラブルの急増しているリサイクルの現場状況やリチウムイオン電池の発火実験映像、リチウムイオン電池や内蔵式小型家電の安全な使用方法、廃棄するためにはどうしたらよいかなどを、消費者に向けて

わかりやすく解説しています。

制作した動画は、オンラインで開催された「エコプロOnline2020」(主催:一般社団法人サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社)、「こどもエコクラブ全国フェスティバル2021[オンライン]」(主催:公益財団法人日本環境協会)など各種イベントでも放映するとともに、容り協ホームページに掲載しています。

動画画面



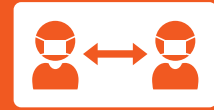
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

令和3年度に向けた取り組みの整理

容り協では、令和3年度についても本件を最重要課題として取り組みます。そのために、これまでの3年間の活動を整理し、さらに2年度実施の市民アンケート調査結果を踏まえ、強化のポイントを、

①「生産者、販売者が受け持つ責任」、②「発火危険品としての明確な分別排出の区分化」の2つの視点から対策します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響への容り協の対応



事業者動向などの把握と再商品化能力確保に向けた対応

再商品化事業者などを対象にヒアリングやアンケート調査、現地調査を実施するとともに、市場動向情報を収集するなど、再商品化事業に係る状況把握を強化しました。それらを受けて、再商品化事業に係る運搬・保管能力確保のための事業者や保

管場所の登録促進、再商品化事業の有償分委託料(PETボトル)に関する支払い期限の特例的猶予措置を実施しました。

また、事業継続および危機管理徹底のため、感染予防及び感染発生時対応を依頼しました。

出張などの移動を伴う活動の縮小と合理化

再商品化事業者への「現地検査」や市町村の「品質調査」にあたっては、回数・人数・時間の制限、検温・マスク着用・消毒などの感染防止対策を徹底しつつ、必要最小限の範囲で行ないました。また、ウェアラブル機器(カメラ、マイク、ヘッドフォンなど)を活用したりリモート調査など新たな調査方法についても試行実施しました。

なお、「品質調査」の結果は、p8をご参照ください。

●令和2年度「現地検査」の実績

素材	実績(前年度)
ガラスびん	23社 25施設 (54社 63施設)
PETボトル	6社 6施設 (38社 42施設)
紙製容器包装	25社 33施設 (32社 39施設)
プラスチック製容器包装	30社 33施設 (36社 86施設)

*登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていません。

ホームページを活用した情報提供へのシフトと内容の拡充

市町村

当協会へ分別基準適合物を引き渡す予定がある市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会については、全国5都市で6回の会場開催を実施しました。また、説明会動画を作成し容り協ホームページやYouTubeに掲載しました。

特定事業者

例年実施している全国主要都市での「特定事業者向け説明会・個別相談会」は開催を中止しました。特定事業者へは、コールセンター受付を案内するとともに、容り協ホームページ内の「容り制度の解説」「オンライン手続き」などのコンテンツへ誘導を図りました。

再商品化事業者

例年7月に実施している、再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会は、開催を中止しました。

ICT(情報通信技術)活用による協会内業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、ポータブルPC端末の活用促進、会議のペーパーレス化の徹底、在宅勤務に対応した情報通信環境の整備

などを行っていますが、さらに決済・申請などの手続きを電子化し、役職員の安全を守りながら業務の生産性向上を図りました。

厳格な事業者登録審査の実施

再商品化事業者

再商品化事業者が入札に参加するためには、「事業者登録審査」を受ける必要があります。令和3年度入札については2年7月に募集し、8月から11月にかけて参加を希望する事業者に対して、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格・品質、販売能力などを、第三者の技術専門機関の協力のもと審査しました。あわせて財政的基礎についての審査を実施し、必要に応じて中小企業診断士などによる財務診断を行ないました。

べール品質向上への取り組み

市町村

市町村から引取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すために、リサイクルを委託している事業者の協力を得て、「品質調査」を厳格に実施しています。

プラスチック製容器包装に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い緊急事態宣言が発出された地域などで「品質調査」を中止したため、令和2年度の調査実施率は61.3%（前年度：99%）でした。

また、ガラスびんについては関係団体と連携のうえ、収集運搬・選別方法の改善を促し、品質向上と残さの削減による収率向上を図りました。

●令和2年度「品質調査」の結果

素材	引取保管施設数	調査保管施設数	Aランク	Bランク	Dランク
PETボトル	890か所	889か所	95.2%	3.6%	1.2%
紙製容器包装	105か所	105か所	98%	0%	2%

素材	引取保管施設数	調査保管施設数	容器包装比率	破袋度	禁忌品混入
プラスチック製容器包装	741か所	454か所	96.5%	93.7%	60.4%



品質調査

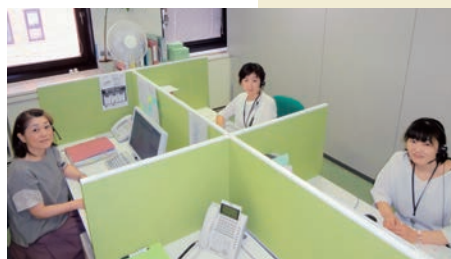
再商品化委託申込みの促進

特定事業者

特定事業者による再商品化委託オンライン申込み件数は、導入した平成18年度以降、継続して増加しており、令和2年度は7割を超え70.3%（前年度：67.6%）でした。

一方、再商品化義務がありながら当協会への申込みをしていない特定事業者には、督促を行なうことにより、令和元年度の過年度遡及支払いは372社、約6.6億円（前年度：513社、約6.9億円）となりました。

また、特定事業者などからの容り協へのお問合せ件数は、コールセンター3,714件（前年度：5,402件）、オペレーションセンター4,873件（前年度：4,844件）で合計8,587件（前年度：10,246件）でした。なお、コールセンターでは新型コロナウイルス感染症対策により受付業務を一部、留守電設定としていたため、メールを含めての受付件数は前年度比約80%でした。



コールセンター

イベント出展を通じた広報活動

令和2年11月25日～28日にオンラインで開催された「エコプロ Online2020」(主催：一般社団法人サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社)に出展し、児童・生徒や一般消費者の皆さまを対象として「容リ制度の基本」、「リサイクルの流れ」、「禁忌品について」という3テーマについて、写真や動画を用いて解説しました。特に消費者への注意喚起が重要であるリチウムイオン電池に関しては、その危険性と正しい捨て方を紹介するとともに、日々の暮らしの中でできることについて発信をしました。

また、「こどもエコクラブ全国フェスティバル2021[オンライン]」(主催：公益財団法人日本環境協会)に3年3月20日～4月10日の間ブースを出展しました。当フェスティバルは、例年、全国各地からたくさんの「こどもエコクラブ仲間」が集まり、日頃の活動を発表し交流を深める一日となっていました。新型コロナウイルス感染症対策のため、初めてオンラインでの開催となりました。容リ協ブースでは、生徒・児童や保護者の皆さんに向けて、容器包装リサイクルと環境保全とのつながり、正しい分別を学べるコンテンツを展開しました。



「エコプロ Online2020」



「こどもエコクラブ全国フェスティバル 2021[オンライン]」

市町村での「出前講座」の実施

プラスチック製容器包装のべール品質改善を主目的に、容リ協スタッフが現地へ赴き、勉強会や講座、現場研修会などを行なっています。主に市町村担当者や地域の推進員、中間処理施設の従事者などを対象に実施しており、「出前講座」の内容は学校授業や地域フォーラムなどのさまざまな場で活用されています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため従来の対面方式のほか、リモートでの講座も実施し、8市町村、213名(前年度：19市町村、1,207名)に参加いただきました。



市町村での分別排出の解説の様子

	国	協会の取り組み		
		市町村 を対象に	再商品化事業者 を対象に	特定事業者 を対象に
令和元年	容器包装廃棄物の使用・排出実態調査 (元年8月~12月:環境省)			各種調査 各種説明会 審査・選定業務 通知・公開等 入札関連
2年5月				
6月	容器包装利用・製造等実態調査 (5月27日~6月30日:経済産業省・農林水産省)			
7月		分別基準適合物引渡量調査 (6月19日~7月20日)	再生処理事業者登録に関する官報公示 (7月1日) 登録説明会 (開催中止) 登録申請書類提出締切 (7月31日)	令和2年度下期分 PETボトル 入札 (7月14日~8月3日) 入札選定業務 (8月4日~8月26日)
8月		調査票集計業務 (8月4日~8月21日)		入札選定結果通知 (8月28日)
9月				再商品化契約締結 (9月30日)
10月	令和3年度再商品化義務量算定に係る量・比率の審議 (9月30日~10月9日:書面)		登録審査業務 (8月1日~11月5日)	令和3年度再商品化義務量算定係数の算出 (10月) 理事会での令和3年度再商品化実施委託単価及び令和2年度拠出委託単価の決定 (10月23日)
11月	パブリックコメント募集 (11月7日~12月6日)	市町村引渡申込み (10月26日~11月20日) 市町村担当者説明会 (11月6日~11月13日)	登録審査結果通知 (11月16日)	商工会議所・商工会共催の特定事業者制度説明会 (開催中止) 令和3年度再商品化委託申込官報公示 (12月14日) 再商品化委託申込み (12月14日~2月10日)
12月	上記の量・比率の確定		登録事業者向け入札説明会 (12月16日・17日)	
3年1月			令和3年度 3素材 令和3年度上期分 PETボトル 入札 (12月21日~1月25日) (1月15日~2月2日)	
2月		3素材 PETボトル 入札選定結果通知 (2月17日) (2月25日)	入札選定業務 (1月27日~2月15日) (2月3日~2月24日) 入札選定結果通知 (2月17日) (2月25日)	
3月	上記の量・比率に係る施行規則告示 (3月31日)	引渡契約・覚書締結 (3月31日)	再商品化事業者説明会 (3月11日・12日) 再商品化契約締結 (3月31日)	再商品化委託契約締結 (3月31日)

令和2年度

再商品化実績

CONTENTS

素材別の利用状況 p13-14

特定事業者関連 p15

- 再商品化実施委託単価
- 再商品化実施委託料
- 特定事業者申込社数
- 抛出委託単価／抛出委託料

市町村関連 p16

- 市町村からの引取量
- 引取り市町村数／保管施設数
- 合理化抛入金／受取り市町村数

再商品化事業者関連 p17

- 落札単価(加重平均)
- 再商品化事業者への委託料総額
- 再商品化製品販売量実績
- 再商品化事業者の登録・落札状況



市町村からの引取量

126万トン

34万トン



ガラスびん

23万トン



PETボトル

2万トン



紙

68万トン



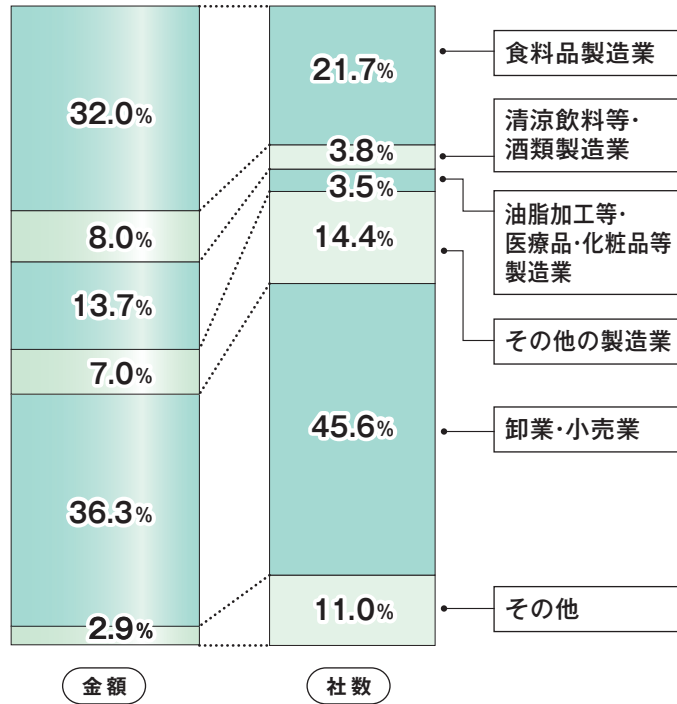
プラスチック

- 引取量とは異物の除去などを行なった容器包装廃棄物(分別基準適合物)です
- 数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります

再商品化実施委託料

457億円

● 特定事業者業種別構成



● 構成比は100%にならない場合があります

特定事業者



容り協



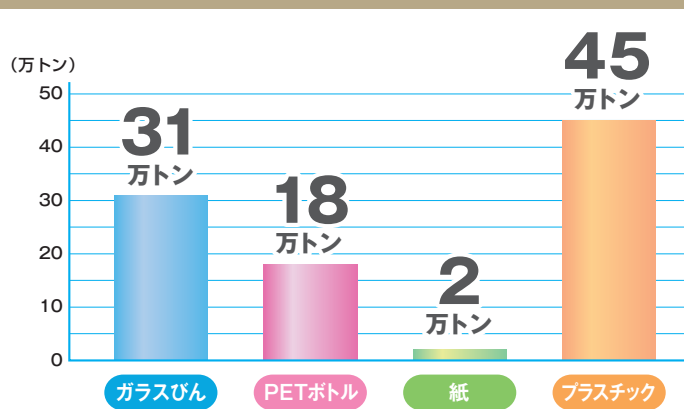
再商品化事業者



再商品化製品
利用事業者

再商品化製品販売量

96万トン



令和2年度引取分のリサイクル(再商品化)製品の利用状況

ガラスびん

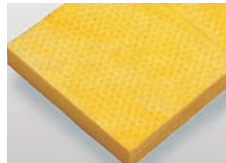
市町村からの引取量は約33.5万トンで、前年度比102%でした。
再商品化製品の利用状況は、全体の70.6%がびん原料として使われ、再びガラスびんに戻っています。

協会の引取実績量

335,107トン

再商品化製品販売量

313,731トン



建築材料

12.9%

●ガラス短繊維
(住宅用断熱材など)

●軽量発泡骨材など

その他

16.0%

土木材料

●路床 ●路盤 ●土壌改良用骨材など



313,731t

70.6%

びん原料



PETボトル

市町村からの引取量は約22.7万トンで、前年度比約104.7%でした。
再商品化製品は、シートが37.4%、ボトルが32.0%、繊維が26.0%となり、ボトルの割合が初めて3割を超えました。

協会の引取実績量

227,338トン

再商品化製品販売量

178,992トン

●結束バンド
●ゴミ袋など

その他 0.0%

成形品 4.5%

●回収ボックスなど

シート

●卵パック
●プリスターパックなど*

*商品の形に合わせた、商品を覆っている透明の部分

26.0%

繊維

●自動車の内装材
●カーペット
●ユニフォームなど



178,992t

32.0%

ボトル

●飲料用ボトル……31.8%
●洗剤用ボトルなど……0.3%



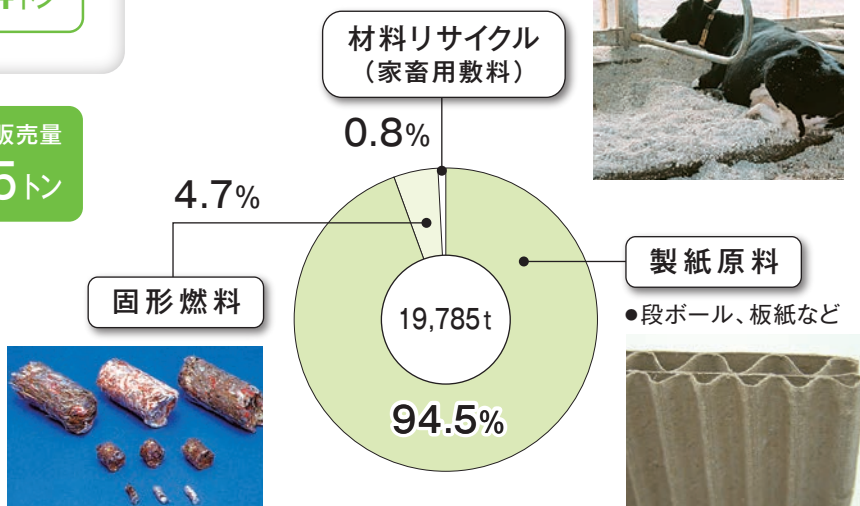
- 「再商品化製品販売量」は、令和3年3月までの実績値です
- 実績量を用いて計算しているため、再商品化製品の利用用途割合の合計値は、100%にならない場合や小計値が異なる場合があります

紙製 容器包装

市町村からの引取量は約2万トンで、前年度比97.8%でした。
再商品化製品の利用状況は、全体の94.5%が製紙原料となっています。

協会の引取実績量
20,274トン

再商品化製品販売量
19,785トン

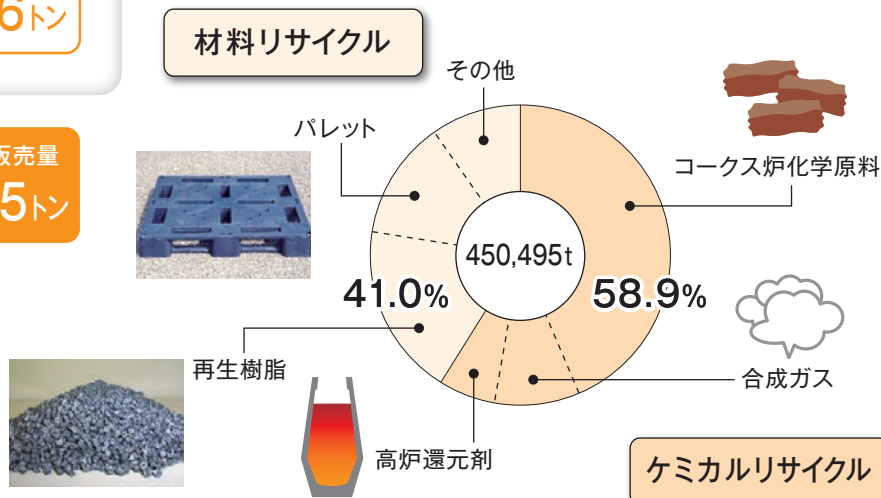


プラスチック製 容器包装

市町村からの引取量は約68.1万トンで、前年比104.1%でした。
再商品化製品の利用状況は、ケミカルリサイクル58.9%、
材料リサイクル41.0%となっています。

協会の引取実績量
681,436トン

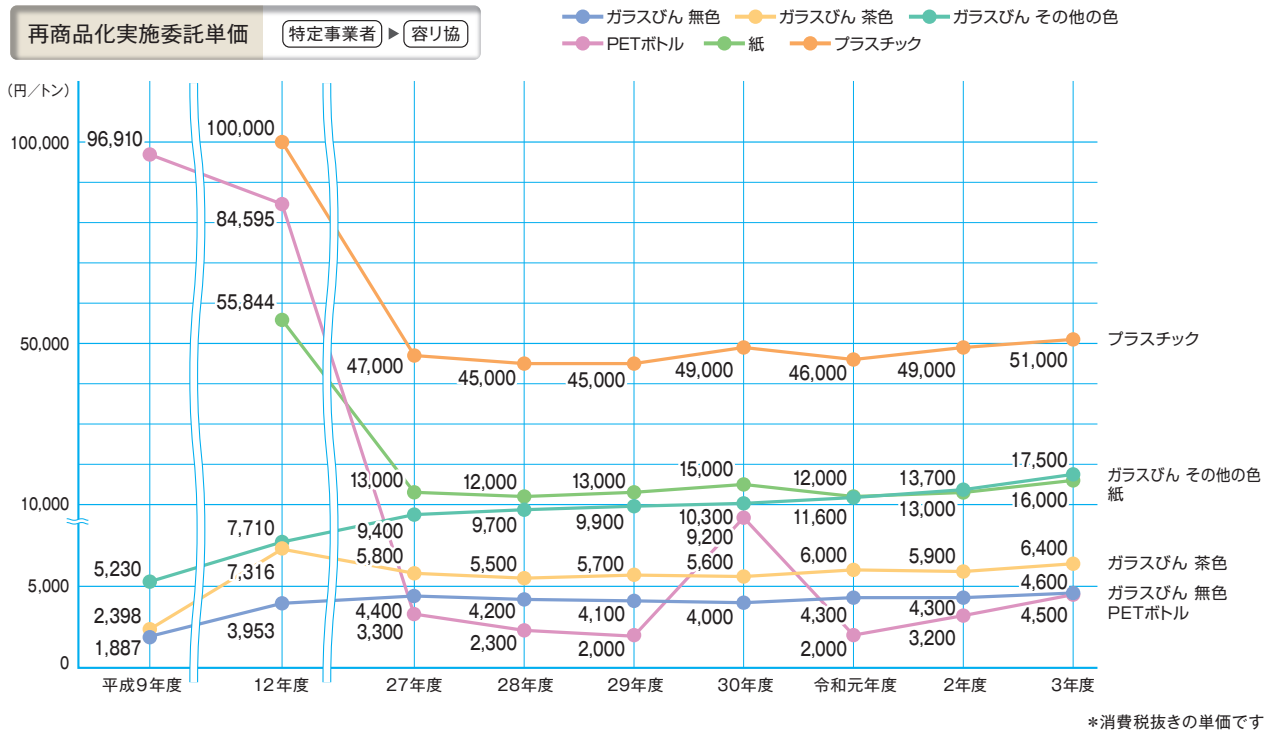
再商品化製品販売量
450,495トン



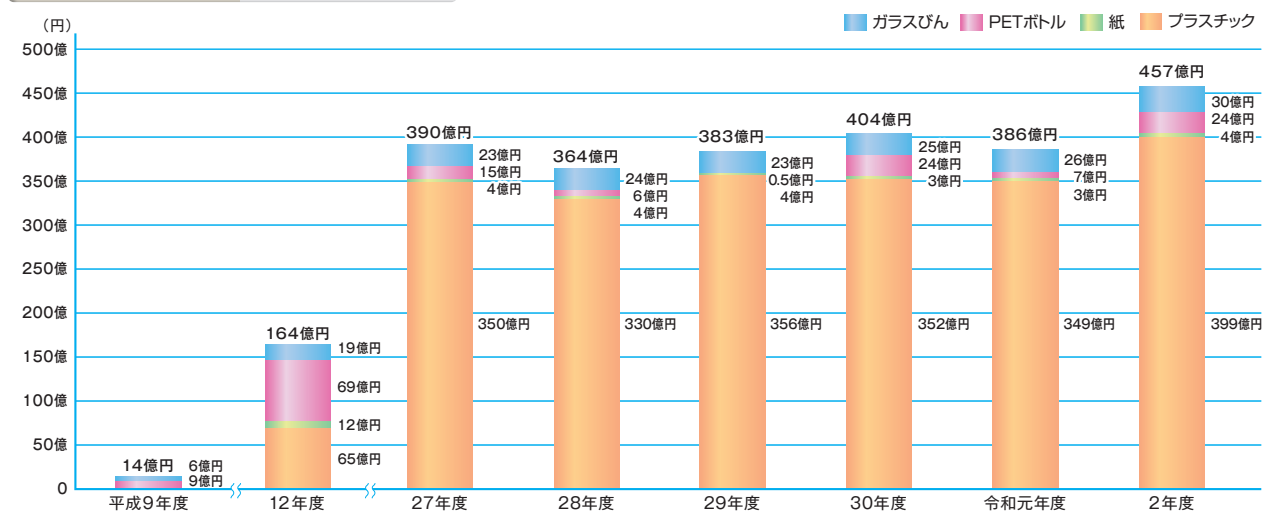
*白色トレイを除く

*数値については四捨五入しています。合計と内訳が合わない場合があります

再商品化実施委託単価 (特定事業者 ▶ 容リ協)



再商品化実施委託料 (特定事業者 ▶ 容リ協)



特定事業者申込社数 (特定事業者 ▶ 容リ協)

(単位: 社)

	平成12年度	30年度	令和元年度	2年度
ガラスびん	3,803	3,079	3,053	2,992
(無色)	(3,208)	(2,647)	(2,608)	(2,562)
(茶色)	(1,722)	(1,339)	(1,324)	(1,300)
(その他の色)	(1,548)	(1,100)	(1,089)	(1,072)
PETボトル	962	1,227	1,222	1,224
紙	41,206	66,777	67,603	66,852
プラスチック	56,944	80,017	80,092	79,031
総数	59,449	81,492	81,555	80,422

抛出委託単価/抛出委託料 (令和2年支払い) (特定事業者 ▶ 容リ協)

(単位: 円/トン)

抛出委託単価	令和元年度分
ガラスびん(無色)	0
ガラスびん(茶色)	0
ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	0
紙	100
プラスチック	300

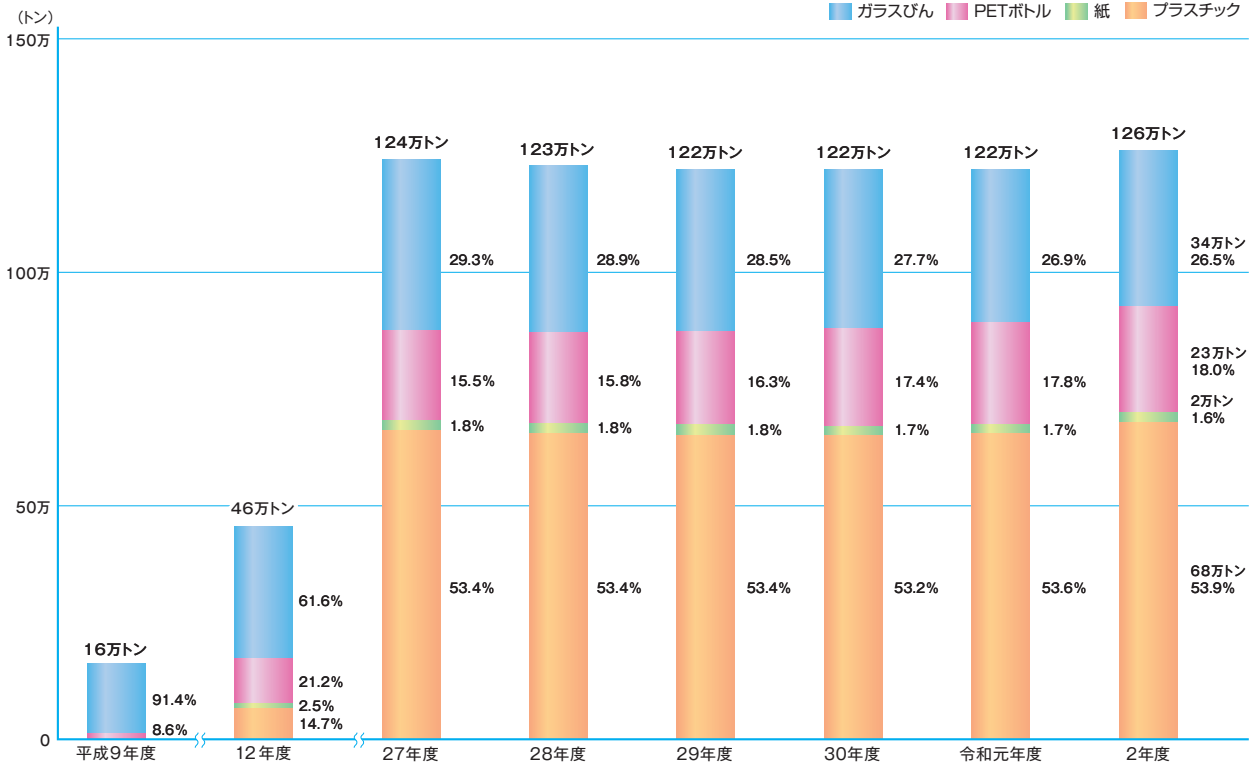
(単位: 円)

抛出委託料	令和元年度分(令和2年支払い)
ガラスびん(無色)	0
ガラスびん(茶色)	0
ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	0
紙	182,746
プラスチック	138,492,333
合計	138,675,079

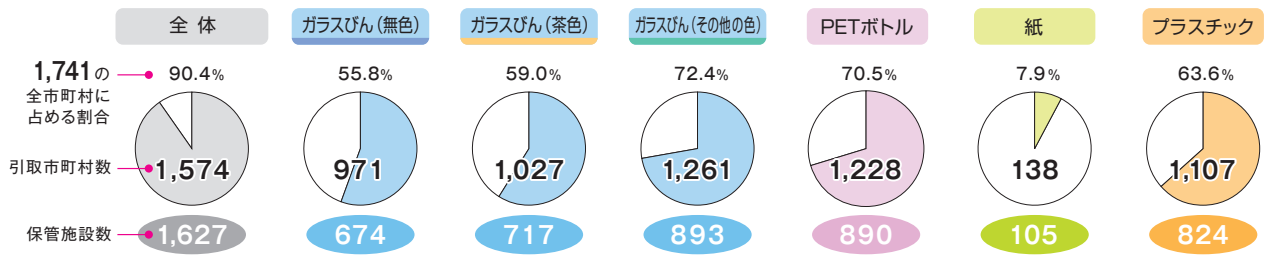
*消費税抜き単価です

*数値については四捨五入しています。合計と内訳が合わない場合があります

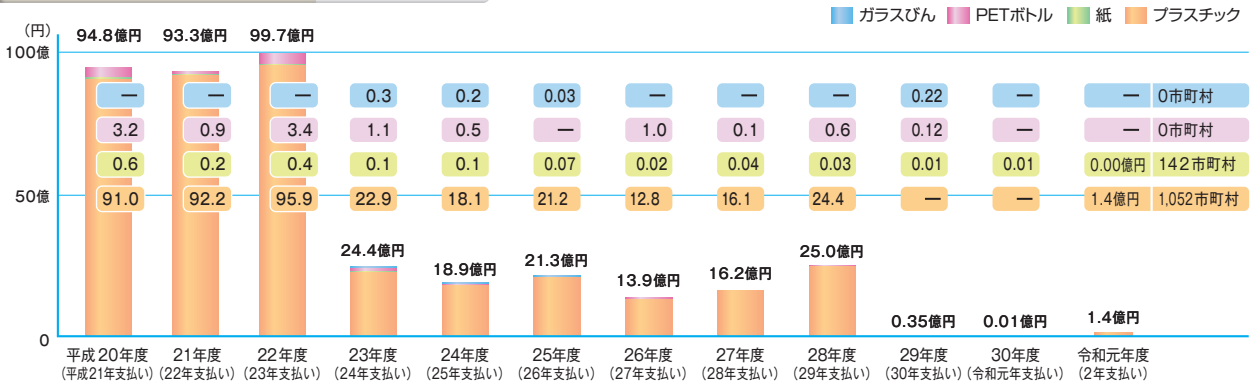
市町村からの引取量 市町村 容リ協



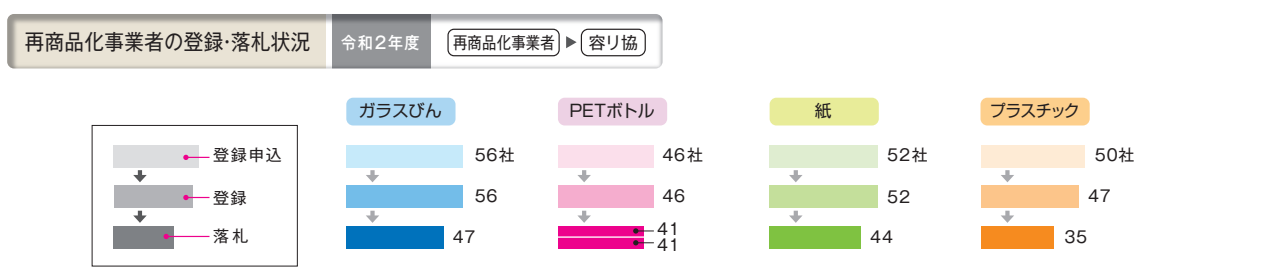
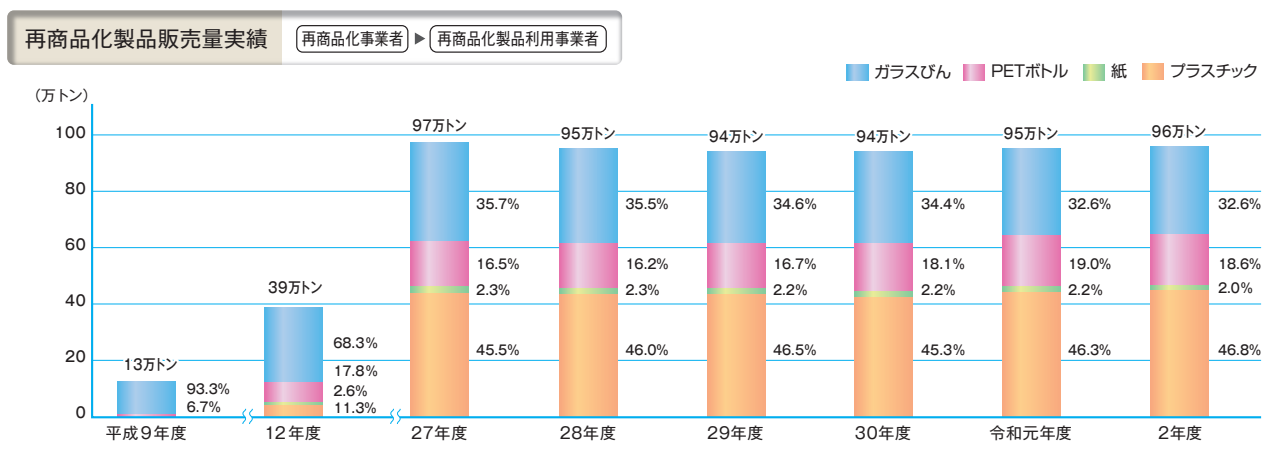
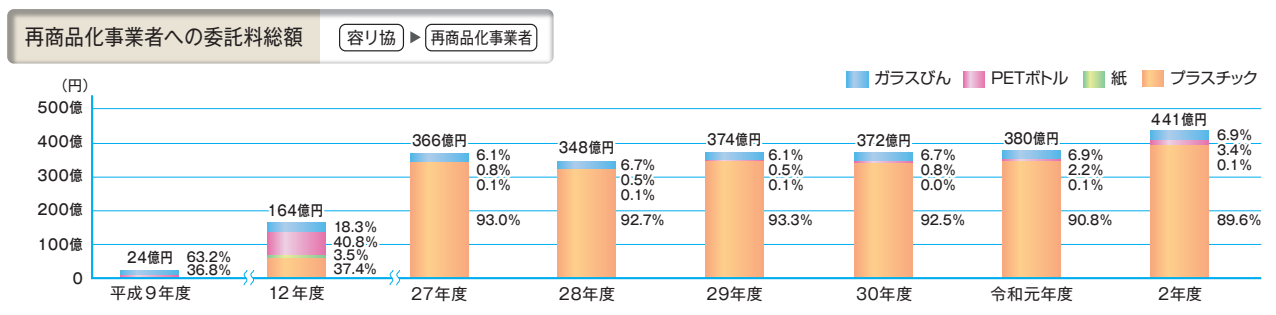
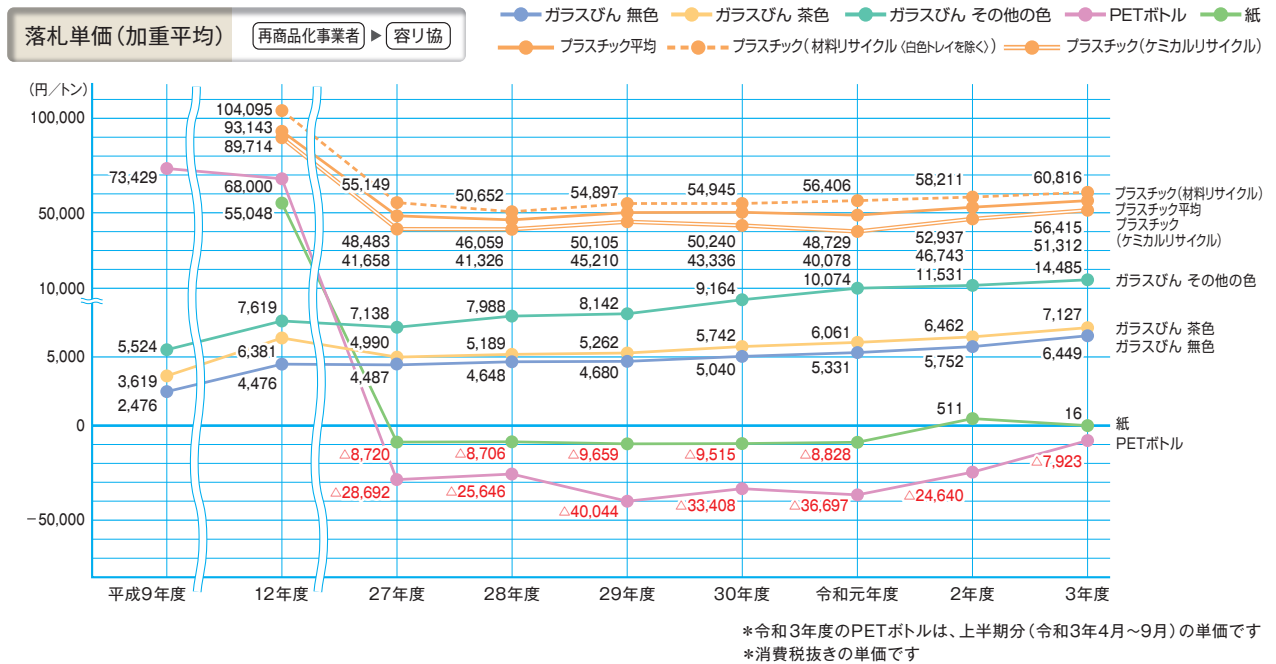
引取り市町村数／保管施設数 令和2年度 市町村 容リ協



合理化拠出金／受取り市町村数 容リ協 市町村



*数値については四捨五入しています。合計と内訳が合わない場合があります



容器包装リサイクルの成果

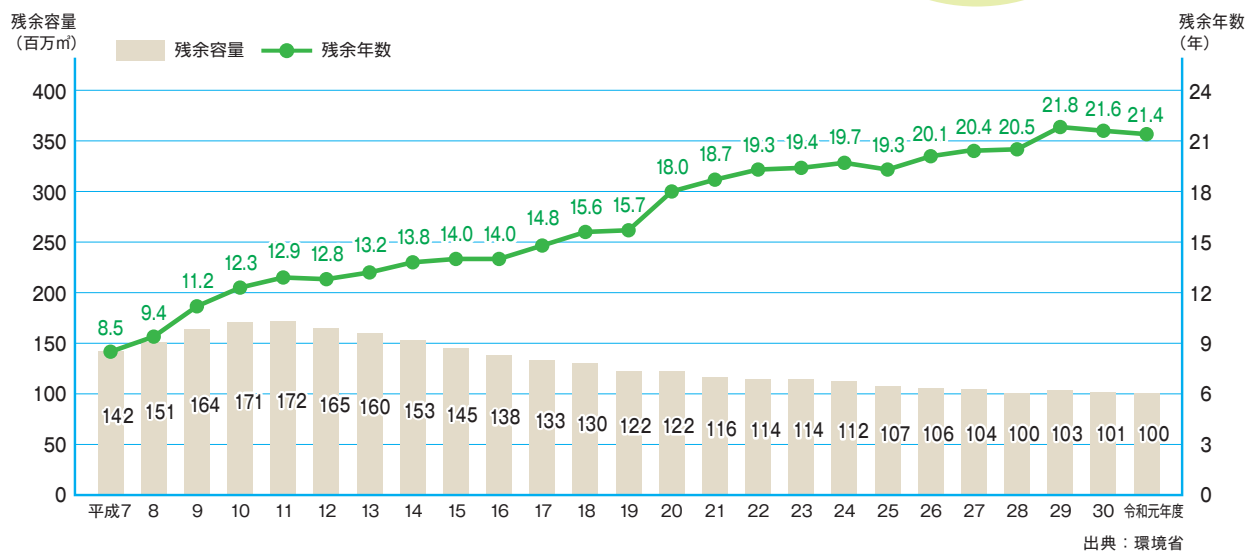
一般廃棄物最終処分場の

残余容量・残余年数の推移



平成7年
残余年数 **8.5年**

令和元年
残余年数 **21.4年**



リデュース

2004年度

2019年度

3R 推進団体連絡会データ

ガラスびん



1本当たり
平均重量

-1.7%

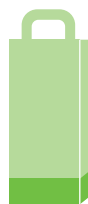
PETボトル



1本当たり
平均重量

-24.8%

紙製容器包装



削減率

-13.1%

プラスチック製容器包装



削減率

-17.6%

リサイクル率・回収率

2018年度

3R 推進団体連絡会データ

ガラスびん



リサイクル率

67.6%

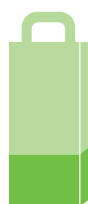
PETボトル



リサイクル率

85.8%

紙製容器包装



回収率

26.6%

プラスチック製容器包装



再資源化率

46.4%

編集・発行

公益財団法人

日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-14-1

郵政福祉琴平ビル2階

(企画広報部)

Tel.03-5532-8610

Fax.03-5532-9698

URL : <https://www.jcpa.or.jp/>

●禁無断転載

